

第34回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

令和4年9月2日
持ち回り開催

[次第]

- 令和4年度総務省行政事業レビューの結果について

[資料]

- 1 令和4年度総務省行政事業レビューの結果について
- 2 令和3年度実施事業点検結果等
- 3 令和4年度新規事業
- 4 令和5年度新規要求事業
- 5 令和4年度公開プロセス点検結果
- 6 令和5年度予算概算要求への反映状況
- 7 ロジックモデル

[参考資料]

- 1 行政事業レビュー実施要領（令和4年3月25日行政改革推進会議）
- 2 総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

令和 4 年 9 月 2 日

令和 4 年度 総務省行政事業レビューの結果について

1. 対象事業・結果

- 令和 3 年度に実施した 184 事業
- 全事業について、「行政事業レビュー実施要領」に基づき、レビューシートを作成し、
・事業所管部局による自己点検、行政事業レビュー推進チームによる点検
・一部事業（53 事業）について、外部有識者による点検

を実施し、公表

(※) 上記点検事業に加え、①令和 4 年度新規事業（7 件）、②令和 5 年度新規予算要求事業（16 件）についてレビューシートを作成し、9 月上旬公表予定。

(1) 点検結果

評価区分	事業数
① 廃止	0 事業
② 縮減	2 事業
③ 執行等改善	102 事業
④ 年度内に改善を検討	7 事業
⑤ 予定通り終了	32 事業
⑥ 現状通り	41 事業
合計	184 事業

(2) レビュー対象事業の令和 5 年度予算概算要求への反映結果

40 百万円 (※) 上記 (1) 点検結果のうち、①及び②に係る反映額

2. 公表時期

令和 4 年 9 月 7 日（水） HP 公表

(※) 「行政事業レビュー実施要領」に基づき、概算要求提出期限後 1 週間以内

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可能額	令和3年度執行額	外部有識者の意見	行政事業レビュー推進チームの所見		令和3年度当初予算額 A	令和3年度要求額 B	差引き B-A=C	反映額	反映状況		備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レギュレーション番号				令和4年度外部有識者対象外	令和4年度外部有識者対象外として提出	最近の外部有識者点検実施年度	委託費等	基金					
								評価結果	所見の要否					反映内容	1つ目					2つ目	3つ目	3つを超える場合											
																							1つ目						2つ目	3つ目	3つを超える場合		
施策名：Ⅰ-1 適正な行政管轄の実施																																	
001	行政管轄実施事業	昭和21年度	終了予定なし	213	213	193	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	183	221	38	-	執行等改善	改善の方向性及び所見で示された取組を着実に実行しながら、引き続き、効率的・効果的な予算の執行に努めていく。	・令和3年度補正後予算額については、平シタ行の設置に伴う台帳正後の計数に修正・重要改善推進枠：70百万円	行政管理局	一般会計	(項) 行政管轄実施費 (大事項) 行政管轄の実施に必要な経費 (大事項) 行政管轄の実施に必要な経費	-	0001	-	-	-	-	-	-	-	-	令和3年度対象			
施策名：Ⅰ-2 行政評価等による行政制度・運営の改善																																	
002	行政評価等実施事業(総務本省)	昭和27年度	終了予定なし	238	238	177	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	183	359	176	-	執行等改善	改善の方向性及び所見で示された取組を着実に実行しながら、引き続き、効率的・効果的な予算の執行に努めていく。	重要政策推進枠：303百万円	行政評価局	一般会計	(項) 行政評価等実施費 (大事項) 行政評価等実施費	-	0002	-	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象			
003	行政評価等実施事業(官庁行政評価局)	昭和27年度	終了予定なし	793	793	572	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	763	723	▲40	-	執行等改善	改善の方向性及び所見で示された取組を着実に実行しながら、引き続き、効率的・効果的な予算の執行に努めていく。		行政評価局	一般会計	(項) 行政評価等実施費 (大事項) 行政評価等実施費	-	0003	-	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象			
施策名：Ⅱ-1 分権型社会をふまわしい地方行政体制整備等																																	
004	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権推進費、市町村合併円滑化経費等除く。)	-	終了予定なし	84	84	55	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	81	81	-	-	執行等改善	参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0004	-	-	-	-	-	-	-	-	令和3年度対象			
005	市町村合併円滑化に必要な経費	平成19年度	終了予定なし	2	2	1	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	「事業の目的」とされる、市町村合併の成否の一方、指摘されている周辺部の法外費の「課題」に対処するための「事業の内容」及び課題の解決に向けた「詳細の内容」がシートから見えにくい。今のままの事業内容では、目的と事業が整合性を欠き、合併デジタルカートの提供を除き、事業の必要性にも疑問符が付く。	7	4	▲3	-	執行等改善	市町村合併の円滑化に資する事業に不備を取り組む必要があること。事業の目的及び内容の整合性を踏まえ、事業の目的と内容の整合性を踏まえ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0005	-	-	-	-	-	-	-	平成29年度対象	その他			
006	地方議会の活性化に資する経費	平成25年度	終了予定なし	11	11	3	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	オンライン開催ではなく実地開催を行うことの必要性について今後検討を行う。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	11	11	-	-	執行等改善	オンライン開催の場合、成果物としてのアーカイブ動画を通じてシボジムの議論の機軸を広く発信することが可能である。全国総務局長会及び全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会が行う大衆と連携して実地で開催することにより、より多くの関係者や地域的な情報発信が図られる場合もある。今後地方議会の活性化に資する事業に不備を取り組む必要があることから、広く一般に情報発信する方策等、より効果的な手法を検討しつつ、オンライン開催及び実地開催のメリット・デメリットを踏まえ、事業内容の一部改善も視野に、引き続き適正な予算執行に努める。改年度予算要求においては、未知による開催に必要な経費を確保するため前年度同様で概算要求したところである。		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象		
007	地方独立行政法人の支援に要する経費	平成25年度	終了予定なし	3	3	1	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	オンラインではなく実地で開催等を行うことの必要性について検討しつつ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	2	2	-	-	執行等改善	今後オンラインでの実施を含め調査研究等の方法を検討しつつ、適正な予算執行に努めていく。		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0007	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象				
008	多様な広域連携の推進に要する経費	平成26年度	終了予定なし	61	61	56	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	今後は、事業の効果について改めて検討を行うこと。また、一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	51	73	22	-	執行等改善	引き続き適正な予算執行や事業の遂行に努める。また、調達情報の見直し(前倒し)などを検討し、一社応札の是正に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0008	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度対象	○			
009	被災地に対する応援職員の派遣に係る訓練等経費	平成30年度	終了予定なし	22	22	6	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	活動実績が目標に達するよう事業の現況を行う。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	26	27	1	-	執行等改善	活動実績等を踏まえ、引き続き適正な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0009	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象				
010	自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費	平成31年度	令和3年度	0	139	135	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度で事業終了。	-	-	-	-	-	-		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0010	-	-	-	-	-	-	-	令和3年度対象	○			
011	自治体における情報システムの標準化に要する経費	令和2年度	未定	764	498	377	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	391	336	▲55	-	執行等改善	引き続き総合評価入札等に有効な事業執行に努めるとともに、一社応札がある現状を踏まえ、一社応札の是正に努めていく。		自治行政局	一般会計	(項) 地方行政制度整備費 (大事項) 地方行政制度の整備に必要な経費	-	0011	-	-	-	-	-	-	-	令和3年度対象	○			
施策名：Ⅱ-2 地域振興(地域力創出)																																	
012	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創出」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	-	終了予定なし	119	119	83	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	101	119	18	-	執行等改善	参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0012	-	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度対象			
013	「地域経済循環の創出」の推進に要する経費	平成24年度	終了予定なし	833	991	443	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	553	1,499	946	-	執行等改善	入札にあたっては、仕様書等における人員確保及び体制構築の要件緩和並びに調達情報の見直し(前倒し)を検討し、一社応札の是正に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0013	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度対象	○	○		
014	過疎地域振興対策等に要する経費	昭和46年度	終了予定なし	824	804	701	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	845	845	-	-	執行等改善	アットカム指標が広すぎるという指摘を踏まえ、より事業に関係した指標を令和3年度より設定している。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0014	-	-	-	-	-	-	-	令和3年度対象	○			
015	定住自立圏構想推進費	平成21年度	終了予定なし	4	4	-	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	コロナ禍においても、オンラインでの開催を検討するなど、適正な予算執行を行うよう努めること。	3	3	-	-	執行等改善	引き続き適正な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0015	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象				
016	都市・農山漁村の教育文化による地域活性化推進に要する経費	平成25年度	終了予定なし	28	28	11	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	現時点で定量的な成果目標が達成されているため、今後は目標値について改めて検討を行う。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	18	18	-	-	執行等改善	目標値について改めて検討を行い、引き続き適正な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0016	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度対象	○			
017	地方への移住・交流の推進に要する経費	平成26年度	終了予定なし	93	93	92	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	93	93	-	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0017	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度対象				
018	地域おこし協力隊の推進に要する経費	平成26年度	終了予定なし	146	146	113	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	244	250	6	-	執行等改善	一社応札の是正に向けて、参入要件の緩和を検討する。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0018	-	-	-	-	-	-	-	平成30年度対象	○			
019	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費	平成28年度	終了予定なし	8	8	7	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	「事業の目的」からみて、事業内容や成果目標に示されている先進事例の把握や事例だけでなく、地域運営組織のモデル作りや、設立に向けた人的・物的支援、活動状況を確認した課題の抽出などにあわせて取り組まないと、事業の効果的な成果は期待できないのではないか。	18	18	-	-	執行等改善	地域運営組織の課題・課題の整理、必要とする人的・物的支援などの観点から、地域運営組織に関するモデル検証などを行い、その成果については、地域運営組織の形成及び持続的な運営に資するよう地方自治体に情報提供を図る。また、引き続き適正な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0019	-	-	-	-	-	-	-	平成29年度対象	○			
020	中東米日社会と国内自治体との連携促進事業	平成30年度	終了予定なし	25	25	20	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	現時点で定量的な成果目標が達成されているため、今後は目標値について改めて検討を行う。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	25	45	20	-	執行等改善	令和3年度の事業では、中東米日社会の個人会員と県内在住者とのオンライン交流イベントの実施など、個人会の活性化・持続化が図られた。引き続き、中東米日社会と県内在住者との関係強化を図る取組を促し、他の地方公共団体との取組を共有するとともに、経費の効率化を図り、適切な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地域振興費 (大事項) 地域振興に必要な経費	-	0020	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象	○			
施策名：Ⅱ-3 地方財源の確保と地方財政の健全化																																	
021	地方財政制度の整備に必要な経費	昭和23年度	終了予定なし	53	53	27	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	52	52	-	-	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 地方財政制度整備費 (大事項) 地方財政制度の整備に必要な経費	-	0021	-	-	-	-	-	-	-	-	令和元年度対象			
施策名：Ⅱ-4 分権型社会を担う地方税制度の構築																																	
022	地方税制度の整備に必要な経費	昭和25年度	終了予定なし	37	37	19	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札の現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	34	34	-	-	執行等改善	参入要件の緩和を検討するなど、適切な契約・予算執行に努める。		自治税務局	一般会計	(項) 地方税制度整備費 (大事項) 地方税制度の整備に必要な経費	-	0022	-	-	-	-	-	-	-	平成30年度対象				
施策名：Ⅲ 選挙制度等の適切な運用																																	
023	選挙制度等の整備に必要な経費(参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	-	終了予定なし	67	67	35	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	67	64	▲3	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努める。		自治行政局	一般会計	(項) 選挙制度等整備費 (大事項) 選挙制度等の整備に必要な経費	-	0023	-	-	-	-	-	-	-	平成30年度対象				
024	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費	昭和32年度	終了予定なし	117	117	86	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	134	140	6	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努めるとともに、取組の成果を適切に把握するよう努めていく。		自治行政局	一般会計	(項) 選挙制度等整備費 (大事項) 選挙制度等の整備に必要な経費	-	0024	-	-	-	-	-	-	-	平成30年度対象				
025	投票環境の向上等に要する経費	平成31年度	終了予定なし	23	23	19	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札の現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。	29	30	1	-	執行等改善	参入要件となっている要件があれば適宜見直しを行うこととし、引き続き効率的な事業の実施及び有権者が投票しやすい環境整備に努めていく。		自治行政局	一般会計	(項) 選挙制度等整備費 (大事項) 選挙制度等の整備に必要な経費	-	0025	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度対象				

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可総額	令和3年度執行額	外部有識者による点検対象外	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額	令和5年度要求額	前引き	反映額	反映状況				備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした年度	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金														
								評価結果	所見の概要					1つ目	2つ目	3つ目	3つ目を超える場合																												
								更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。																																				
043-2	マイナポイント第2弾に要する経費	令和3年度	令和4年度	1,813,406	14,856	14,856	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	執行等改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度新規																
044	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費	令和2年度	令和4年度	4,959	6,365	6,314	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	3,232	-	▲3,232	-	執行等改善	費用削減を踏まえ活動概要を修正した。また、委託契約について、J-15が受託した業務の一部を再委託。再々委託する際は、あらかじめ総務部に承認を得なければならない旨について定めており、承認の際は、再委託先、再委託する業務内容、金額等について確認している。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度																		
045	PPAの導入に要する経費	令和2年度	終了予定なし	9	9	9	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	8	8	-	-	執行等改善	執行予定を踏まえて要求額の精査を行い、適切な予算執行に努める。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和3年度対象																
047	デジタル基盤改革支援補助金	令和2年度	令和7年度	31,681	31,681	31,681	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	引き続き、事業の進捗管理調査を行い、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	執行等改善	引き続き経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	0049	-	-	-	令和3年度対象																
048	マイナンバーカード所有者に係る届出証明書の事前通知に要する経費	令和3年度	令和4年度	8,241	8,241	454	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	493	-	▲493	-	執行等改善	本事業が効果を発揮するには、マイナンバーカードの普及率が重要であることから、事業効果がしっかりと表れるよう、デジタル庁とも連携しつつ、カードの普及促進のための仕組みの構築に取り組む。また、事業開始後は、アウトカム指標について必要な検証を行う。また、マイナンバーカードの普及率の向上を図るため、自治体に対する補助金の交付決定を行うに当たっては、地方公共団体からの報告数値等について精査を行うなど、透明性、公正性について注視する。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	新21	0008	-	-	-	-	-	公開プロセス	その他	前年度新規																	
施策名：V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進																																													
049	戦略的情報通信技術開発推進事業	平成14年度	令和8年度	990	990.0	890.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	630	289	▲341	-	執行等改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
050	情報通信分野の研究開発に関する調査研究	平成4年度	終了予定なし	24	34.0	21.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	34	34	-	-	執行等改善	所費を踏まえ、調査検討項目の精査、複数からの見積取得の徹底等、引き続き適正な予算執行に努めること。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術分野の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
051	情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進	平成16年度	終了予定なし	118	118.2	98.2	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	125	125	▲0	-	執行等改善	令和4年度においても、総合標準化方式等の一環として標準化を進め、さらなる経費の効率化に努めている。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術分野の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
052	医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業(医療研究開発推進事業費補助金)	平成28年度	終了予定なし	500	523.0	504.7	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	450	540	90	-	現状通り	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。なお、医療研究開発推進事業は、国立研究開発法人基盤研究開発機構(AIED)が健康・医療戦略推進法(平成26年法律48号)第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進目標に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその推進業務の一環として、都府県からAMEDへ事業費の一部交付を決定した後、研究開発推進者に係る事業費を交付するAMEDが行う。よって、AMEDの定める規程に準拠して行う必要があるため補助金事業として実施される。	情報流通行政局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
053	ナショナルサイバートレーニングセンターの強化	平成29年度	令和7年度	1,199	1,199.0	1,025.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,187	1,300	113	-	執行等改善	演習シナリオやカリキュラムの作成について、毎年のトレンドに合わせて新たに作成が必要があるが、既存シナリオの一部も活用することで効率的に実施している。また、受講者が演習内容を持ち帰る仕組み(共有)活用できるようなツールの提供についても、引き続き対応を進め、加えて、構築したオンライン演習を適用し、サイバーセキュリティ対策の普及を図る。また、主要都市から離れた小規模自治体についても未受講自治体の解消に努める。	サイバーセキュリティ統括官	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
054	衛星通信における量子暗号技術の研究開発	平成30年度	令和4年度	980	500.0	482.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	執行等改善	・宇宙実証のための装置打ち上げ機は半年間に1度程度あるため、令和3年度中に打ち上げ機会を確保できる見込みであったため、経費予算により前倒しで実施することと予定していたが、繰越明許しによる影響、進捗遅延に追加の実行が必要となり、計画が後ろ倒しとなった。そのため、打ち上げ機が令和4年度となり、金額を繰り越して実施することとなったのである。繰越事由にそれらの理由を添付した。・研究成果の普及状況などにより事業進捗等を検証しつつ、事業に事業を進める。また、経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
055	新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	平成30年度	令和3年度	0	953.0	945.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	国際戦略局 総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
056	グローバル量子暗号通信構築のための研究開発	令和2年度	令和6年度	1,454	1,454.0	1,371.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,250	1,330	80	-	執行等改善	研究成果の普及状況などにより事業進捗等を検証しつつ、事業に事業を進める。また、経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
057	多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発	令和2年度	令和6年度	1,400	1,400.0	1,371.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,270	1,270	-	-	執行等改善	委託事業における実施項目の精査、経費執行の際の課題からの見直し等の実施、引き続き目標達成及び効率的な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
058	Beyond 5G研究開発促進事業	令和2年度	終了予定なし	20,000	-	-	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	10,000	15,000	事項要求	#VALUE!	-	現状通り	今年度実施するターゲット評価において、経済力の研究開発の向上、加えて、産学連携等を通じて、産学連携の促進を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費 (大事項) 産学連携促進等実施費 (大事項) 産学連携促進等実施費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
059	サイバーセキュリティ-総合的・人材育成基盤の構築	令和2年度	令和7年度	700	700.0	552.7	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	700	850	150	-	執行等改善	目標の達成に努めるとともに、適正な予算執行に努める。	サイバーセキュリティ統括官	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
060	グローバル量子暗号通信構築のための衛星量子暗号通信の研究開発	令和3年度	令和7年度	1,500	1,320.0	991.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更新する経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,500	1,500	-	-	執行等改善	・総務省で実施している「ICT重点技術の研究開発プロジェクト」においては、研究開発終了後、一定期間を経過してから研究開発の定常化等の活用状況等を把握するため、進捗調査を実施し、その結果を併せて公表している。 https://www.soumu.go.jp/press/saisaku/ict4040/ict4040/02tsushi03_04000437.html ・研究成果の普及状況などにより事業進捗等を検証しつつ、事業に事業を進める。また、経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	新21	0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可概算	令和3年度執行額	外部有識者の意見	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額 A	令和5年度要求額 B	差引き B-A=C	反映額	反映状況	備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象とした項目	令和4年度外部有識者点検実施年度	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金				
								評価結果	所見の概要										1つ目	2つ目	3つ目	3つ目を超える場合										
																													1つ目	2つ目	3つ目	3つ目を超える場合
施策名：V-4 情報通信技術利用環境の整備																																
109	電気通信事業分野における事業者環境の整備のための調査研究	昭和62年度	終了予定なし	277	277.0	267.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	329	353	24	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術利用環境整備費 (大事項) 情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	-	0113	-	-	-	-	-	令和2年度対象	○					
110	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費	平成6年度	終了予定なし	473	473.4	420.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	432	451	19	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術利用環境整備費 (大事項) 情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	-	0114	-	-	-	-	-	令和2年度対象	○					
111	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費	平成12年度	終了予定なし	83	83.0	78.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	55	55	-	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術利用環境整備費 (大事項) 情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	-	0115	-	-	-	-	-	令和2年度対象	○					
112	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)	平成22年度	終了予定なし	8	8.0	2.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	8	8	-	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術高度化活用等推進費 (大事項) 情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	-	0116	-	-	-	-	-	令和2年度対象	○					
113	インターネット上の権利保護対策に係る検討経費	令和2年度	令和3年度	200	200.0	167.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術利用環境整備費 (大事項) 情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	新02	0118	-	-	-	-	令和3年度対象	○						
114	販売代理店届出制度の電子受付対応に係るシステム整備	令和2年度	令和3年度	-	86.0	83.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	予定通り、令和3年度をもって事業終了。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術利用環境整備費 (大事項) 情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	-	0119	-	-	-	-	令和3年度対象	○						
115	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強化事業	令和3年度	令和8年度	50,000	50,000.0	50,000.0		事業内容の一部改善	「事業の概要」の記載だけでは、事業目的をどのように達成するのか、事業内容が全くわからない。どのように事業目的を達成するのかの説明が必要である。					現状通り	指摘を踏まえ、「事業の概要」等の記載を改善するとともに、活動内容/活動目標/成果目標等の追加等を行い、記載内容の充実化を行った。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術利用環境整備費 (大事項) 情報通信技術の利用環境整備に必要な経費						書面点検	前年度新規	前年度新規						
施策名：V-5 電波利用料財源による電波監視等の実施																																
116	電波の監視等に必要経費	平成5年度	終了予定なし	7,941	8,448.0	7,477.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	8,313	9,777	1,464	-	執行等改善	今後も、引き続き関連の透明性・競争性の確保に努め、所見で示された経費の効率化等、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0120	-	-	-	-	-	平成30年度対象						
117	総合無線局監視システムの構築と運用	平成5年度	終了予定なし	7,883	7,883.0	7,667.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	6,772	13,516	6,744	-	執行等改善	システム構築・運用に係る予算については、要求・執行の段階において総務省担当デジタル統括アドバイザー等に相談し、レビューを踏まえて調達手続を進めているところである。また、令和3年度以降にシステムの新設を計画しており、調達の間に要件が変更しやすく保守管理がシステム設計とすることで整備・運用経費の削減を目指している。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0121	-	-	-	-	-	平成30年度対象						
118	総合無線局監視システムの制度改正等対応	平成5年度	終了予定なし	2,005	2,005.0	1,499.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,991	1,484	▲507	-	執行等改善	制度改正等に伴うシステムの機能改善に係る予算については、要求・執行の段階において総務省担当デジタル統括アドバイザー等に相談し、レビューを踏まえて調達手続を進めているところである。引き続き、更なる経費の効率化を図り、適切な予算執行に努めていきたい。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0122	-	-	-	-	-	平成30年度対象						
119	電波の安全性に関する調査及び評価技術	平成9年度	終了予定なし	1,294	1,294.0	1,271.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,335	1,360	25	-	執行等改善	単価の精査をはじめ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めることとする。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0123	-	-	-	-	-	令和元年度対象	○					
120	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)	平成17年度	終了予定なし	2,815	1,483.0	450.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,500	2,800	1,300	-	執行等改善	更なるコスト削減を図り、単価等の精査を実施。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0124	-	-	-	-	-	平成30年度対象	○					
121	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)	平成20年度	終了予定なし	1,106	1,193.0	726.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,106	1,105	▲1	-	執行等改善	引き続き、交付決定の際には公募を行い、外部有識者による評価を実施するなどして、事業の効果や効率性に留意し執行を行うよう努める。	情報流通行政局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0125	-	-	-	-	-	令和元年度対象	○					
122	電波巡へい対策事業(トンネル等)	平成11年度	終了予定なし	2,359	3,321.0	2,362.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	2,073	399	▲1,674	-	執行等改善	更なるコスト削減を図り、単価の精査を実施。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0126	-	-	-	-	-	平成30年度対象	○					
123	周波数の使用等に関するリテラシーの向上	平成21年度	終了予定なし	262	262.0	186.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	195	187	▲8	-	執行等改善	単価の精査をはじめ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めることとする。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0127	-	-	-	-	-	令和2年度対象						
124	電波資源拡大のための研究開発	平成17年度	終了予定なし	11,433	11,360.0	11,093.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	12,070	9,080	▲2,990	-	執行等改善	研究開発の執行にあたっては、引き続き有識者による外部評価を踏まえ実施内容や予算額の精査を行い、更なる効率化を図る。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0128	-	-	-	-	-	平成30年度対象	○					
125	周波数選定対策技術試験事務	平成8年度	終了予定なし	9,801	9,124.0	8,676.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	7,388	4,662	▲2,726	-	執行等改善	当該事務の実施に際しては、引き続き、有識者による外部評価を踏まえ実施内容や予算額の精査を行い、更なる効率化を図る。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0129	-	-	-	-	-	平成30年度対象						
126	無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務	平成21年度	終了予定なし	1,558	1,558.0	1,413.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,694	1,915	221	-	執行等改善	引き続き適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0130	-	-	-	-	-	平成30年度対象						
127	周波数の国際協調利用促進事業	平成29年度	終了予定なし	1,904	1,567.0	1,398.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,230	1,273	43	-	執行等改善	当該事業の実施に際しては、引き続き、外部専門員による外部評価を踏まえ実施内容や予算額の精査を行い、更なる効率化を図る。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0131	-	-	-	-	-	平成30年度対象						
128	標準電波による無線局への高精度周波数の提供	平成11年度	終了予定なし	830	830.0	738.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	830	830	-	-	執行等改善	調達の更なる競争性向上及び経費管理の改善を図り、更なる適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0132	-	-	-	-	-	平成30年度対象						
129	無線システム普及支援事業(民放ラジオ随時解消支援事業)	平成26年度	終了予定なし	300	386.0	322.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	300	320	20	-	執行等改善	引き続き、交付決定の際には公募を行い、外部有識者による評価を実施するなどして、事業の効果や効率性に留意し執行を行うよう努める。	情報流通行政局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0133	-	-	-	-	-	令和3年度対象	○					
130	衛星放送用受信環境整備事業	平成29年度	令和3年度	1,092	1,242.0	1,151.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	情報流通行政局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0135	-	-	-	-	-	令和3年度対象	○	○				
131	公衆無線LAN環境整備支援事業	平成29年度	令和4年度	900	1,041.0	310.0		終了予定	所等部点検・改善の「関連事業」で文科省・観光庁との違いを説明しているが、追加業務の発注を予定している理由として当初本補助事業に申請を予定していた旨が毎年度補助事業の活用した記載していることは容易に分かる。前年度補助金(7万円)の業務が毎年度当初見込み前年度末(6月)に下回って(令和3年度は668円に減少)、令和3年度、3年度の予算執行率は30%となっているのは、地所費等ととの関係不足など、本事業の計画に問題があったとみられるべきではないか。							予定通り終了	引き続き適正な予算執行に努め、令和4年度をもって事業終了。なお、後発した地所費の関連事業との関係については、取組の一貫性の観点から適切に役割分担を行ったとのあり、結果として本事業の成果目標も達成できていることから、妥当であると考える。	情報流通行政局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0136	-	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度		○	

(単位: 百万円)																														
事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正予算額	令和3年度		外部有識者による点検対象外	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額 A	令和5年度要求額 B	差引き B-A=C	反映額	反映内容	備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした年度	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金		
					執行可能額	執行額		1つ目	2つ目										3つ目	3つ目を超える場合										
132	公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討	令和元年度	令和4年度	2,600	-	-	事業の効率性に関する点検の中で、「一般競争入札又は公募を実施することにより、コストの削減に努めている」と記載されているが、具体的な削減額が1割入り、削減率も明記されておらず、コスト削減に繋がっているとは考えにくい。	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	予定通り終了	予算執行に当たっては、十分な成果も効率よく得るとともに、必要最小限の予算確保となるよう留意する。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料対価電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0138	-	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度			
133	電波伝搬の観測・分析等の推進	令和元年度	終了予定なし	1,498	1,498.0	1,405.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,498	1,498	-	-	執行等改善	書面かつ適正な予算執行のため、経理処理等に際した検査を併年度に引き続き実施するとともに、削減の更なる経費管理の改善を図りつつ、更なる適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料対価電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0139	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象				
134	無線システム普及支援事業 (高度無線環境整備推進事業)	令和元年度	終了予定なし	5,464	42,950.0	38,063.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	3,683	7,061	3,378	-	執行等改善	引き続き適正な予算執行に努める。	重要政策推進枠 4,971	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費	-	0140	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象			
135	無線システム普及支援事業 (地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	令和元年度	終了予定なし	45	74.0	67.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	148	105	▲43	-	執行等改善	引き続き、交付決定の際には公募を行い、外部有識者による評価を実施するとともに、事業の効率性や効果に留意し執行を行うよう努める。	情報流通行政局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費	-	0141	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象				
136	IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築	令和元年度	令和5年度	1,283	1,283.0	1,200.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,143	1,202	59	-	執行等改善	今後も引き続き、更なる経費の効率化を図り、適切な予算執行に努める。	サイバーセキュリティ・総務情報流通行政局 総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料対価電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0142	-	-	-	書面点検	令和2年度対象					
137	仮想空間における電波模擬システム技術の高度化	令和2年度	令和5年度	3,501	3,250.0	3,221.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	2,102	1,500	▲602	-	執行等改善	書面かつ適正な予算執行のため、経理処理等に際した検査を併年度に引き続き実施するとともに、削減の更なる経費管理の改善を図りつつ、更なる適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0144	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象				
138	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	令和2年度	令和4年度	12,980	5,023.0	4,868.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	4,000	-	▲4,000	-	予定通り終了	令和4年度をもって事業終了。事業内容を精査し、更なる経費の効率化を図るなど、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費	-	0145	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度				
139	電波の利用状況調査・公表	令和2年度	終了予定なし	347	347.0	222.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	348	348	-	-	執行等改善	入札状況の検証や契約期間の確保を図るなど入札を促すための取組を行うとともに、今後も更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費	-	0146	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象				
140	5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進	令和3年度	終了予定なし	544	544.0	438.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	993	993	-	-	執行等改善	動向調査等については、事業者は複数事業者から競争入札を確保した上で、一般競争入札(総合評価方式)により選定に努めているが、併せて競争入札を確保し、一層の競争性向上を確保し、適正かつ効果的な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料対価電波監視技術の研究開発等に必要経費	新21-	0006	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規				
141	5G高度化等に向けた国際標準推進事業	令和3年度	終了予定なし	196	196.0	129.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	248	196	▲52	-	執行等改善	所見を踏まえ、アワードの内容を「国際カンファレンスの参加国等」から「5G Beyond 5G 野」に関する実証試験」に修正し「専攻社」の理由については所見を踏まえ、競争性のある形で推進が行われるよう改善策の実施に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 電波利用料対価電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料対価電波監視等の実施に必要な経費	新21-	0007	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規				
施策名: V-6 ICT分野における国際戦略の推進																														
142	国際会議への対応	平成17年度	終了予定なし	230	225.0	131.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	230	230	-	-	執行等改善	所見を踏まえ、経費の更なる効率化を図り、引き続き予算の適正な執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0148	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象			
143	国際電気通信連合(ITU)分指金・拠出金	昭和24年度	終了予定なし	383	383.0	383.0	外部有識者による点検対象外	現状通り	条約等に基づくもの。	398	440	42	-	現状通り	連合加盟国の責務として、今後も国が継続して負担。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0149	-	-	-	-	-	書面点検	平成30年度対象			
144	経済協力開発機構(OECD)への拠出	平成13年度	終了予定なし	101	101.0	101.0	外部有識者による点検対象外	現状通り	条約等に基づくもの。	99	104	5	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0150	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象			
145	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分指金・拠出金	昭和54年度	終了予定なし	142	142.0	142.0	外部有識者による点検対象外	現状通り	条約等に基づくもの。	161	183	22	-	現状通り	構成国の責務として、今後も国が継続して負担。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0151	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象			
146	ICT発展に向けたASEAN共同調査・研究事業	平成21年度	終了予定なし	11	11.0	11.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	11	12	1	-	執行等改善	更なる経費の効率化を図るため、経費の見直し等を徹底する。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0152	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象			
147	国際情報収集・分析・戦略的な国際情報発信等の実施	平成11年度	終了予定なし	96	96.0	91.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	114	114	-	-	執行等改善	所見を踏まえ、経費の更なる効率化を図り、引き続き予算の適正な執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0153	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象			
148	ICT海外展開パッケージ支援事業	平成27年度	終了予定なし	1,164	1,478.0	1,233.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	130	1,500	1,370	-	執行等改善	更なる経費の効率化を図るため、経費の見直し等を徹底する。	重要政策推進枠 1,500	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0154	-	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象			
149	グローバルICTインフラの構築の促進に向けた海外国との戦略的連携の推進	令和元年度	令和3年度	47	197.0	116.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0155	-	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象			
149-2	グローバル・デジタル連結性の実現に向けた日米連携事業	令和3年度	終了予定なし	1,070	-	-	「経済安全保障上の懸念事項にグローバルに対応し、デジタルインフラの安全性向上及び既存デジタルシステム国際標準化のため、5Gネットワークシステムのオープン化のサブライクエーション推進に向けた実証事業を実施する。」というアワード内容に対する支出額の妥当性が与えられた資料が不足している。適正な実施の取組がないので検討のとりかかりに欠ける。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	70	1,500	1,430	-	執行等改善	所見を踏まえ、経費の更なる効率化を図り、引き続き予算の適正な執行に努める。	重要政策推進枠 1,500	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	-	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規				
施策名: VI 郵政行政の推進																														

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可総額	令和3年度執行額	外部有識者の所見	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額	令和5年度要求額	差引き B-A=C	反映額	反映内容	備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした理由	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金								
								評価結果	所見の概要										1つ目	2つ目	3つ目	3つを超えた場合														
																													1つ目	2つ目	3つ目	3つを超えた場合				
170	国際行政学会分団金	昭和29年度	終了予定なし	8	8	8.0	・「点検・改善結果」とのことで、平成29年度のレビューシートにおける外部有識者の所見を踏まえ、発議論文等を整理等した報告書のHPへの掲載を完了させるとして記述しているが、レビューシート上にも、その改善内容について事業の「成果実績」として表示する工夫がほしい。 ・デジタル庁に、予算だけでなく事業の執行を移管させることは、アウトカム指標が具体的な数字として示しにくい事業であるだけに、事業内容及び事業レビューの内容の掲載性をよくすることにより、適切な引継ぎに留意されたい。	現状通り	外部有識者による所見も踏まえ、引き続き適正な予算執行に努めること。	9	9	-	-	年度内に改善を完了		行政管理局	一般会計	(項) 総務本省共通費(大事項) 国際会議等に必要経費	-	0182	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象									
179	国際統計協会分団金	明治32年度	終了予定なし	0.2	0.2	0.2	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き適正な予算執行に努めること。	0.3	0.3	-	-	現状通り		政策統括官(統計制度担当)	一般会計	(項) 総務本省共通費(大事項) 国際会議等に必要経費	-	0183	-	-	-	-			平成30年度対象									
180	アジア地域行政会議分団金	昭和35年度	終了予定なし	0.5	0.5	0.5	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	0.5	0.5	-	-	現状通り		自治大学校	一般会計	(項) 総務本省共通費(大事項) 国際会議等に必要経費	-	0184	-	-	-	-			平成30年度対象									
181	総務本省施設整備費(型式検定の試験に要する施設等の整備)	平成21年度	終了予定なし	81	81.0	35.0	・事業概要は「測定用施設の補修等」とされているが、予算の執行状況からみると測定施設の借上費が主体的な事業内容になっているのではないかと思われる。よする、元年度の予算執行額100万円というものは、編成の上だけでなく事業を進行できる確度があるのかどうか、それとも、結果の借上げを必要とする必要が近年出てきたのか、事業内容のうち少し丁寧な説明が必要。 ・令和3年度の執行率が低い理由は、「点検・改善」の事業の効率的な実施に阻害されているが、令和2年度の執行率も低い。両年度に共通する理由があるのか、それば、その点の説明も必要ではないか。 ・上記と同じ事業の効率的な実施に関する箇所では、測定施設の借上費が削減されたことによる経費削減が記述されているが、そのことが不用品が高くなっただけでなく、型式検定の実施に阻害がなかったのか、影響があったとすればどのような対策が取られたのか、今後の事業遂行のためにも、検証・記述が不可欠ではないか。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	83	50	▲33	-	現状通り	引き続き経費の効率化及び適正な予算執行に努める。			総合通信基盤局	一般会計	(項) 総務本省施設費(大事項) 総務本省施設整備に必要経費(令和3年度要求から追加)(項) 電子行政・電子自治体推進費(大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	0185	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象							
182	独立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金	平成19年度	終了予定なし	28,072	40,112.0	40,112.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	28,254	30,019	250	-	執行等改善		国際戦略局	一般会計	(項) 独立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金に必要経費	-	0186	-	-	-	-			令和元年度対象									
183	独立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金	平成19年度	終了予定なし	3,340	3,590.0	3,131.0	・「機構の施設・設備の整備充実、老朽化対策等」とされる「事業概要」について、NICTの業務と関連させてもう少し具体的な内容がほしい。事業内容の記述も、毎年、当初予算だけでなく、補正予算が追加に必要となっている理由、及びそれらの理由と金額が年度、年度々年度へ繰り越されている状況について、「点検・改善」の事業の効率的な実施に「阻害がある」と自己評価しているが、国民が理解できるように、もう少し、具体的に丁寧な説明が必要。 ・資金の流れB～FのNICTの発注工事において、すべて「競争競争方式」が取られ、「総合競争方式」が取られなかった理由、また、C(本体建設工事)の高札率等の理由を、それ以外のB、D、Eの低札率(26.7%、64.3%、67%、70.9%)の理由分析をしっかりと行い、今後の発注業務の改善につなげて欲しい。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	90	90	-	-	現状通り	・「事業概要」欄は、従来の老朽化対策に加え、補正で対応した内容が分かるよう、「機構の新たな研究拠点の設置、共同研究開発施設・設備の整備充実、老朽化対策に要する経費に充てる補助金を交付する(補助率:定額(10/10))」といたします。 ・補正予算について理解出来るよう、「点検結果」欄に「補正予算は機構の新たな研究拠点の設置、共同研究開発施設・設備の整備充実のためのものであるが、交付決定が年度末であったための経費や、コロナ禍による作業の遅延、建設資材の高騰等による経費が発生したが、いずれもやむを得ない事情によるものと認める。」と記載することとします。 ・資金の流れB～FのNICTの発注工事において、すべて「競争競争方式」が取られ、「総合競争方式」が取られなかった理由は、「一連の工事による工事の急ぎの進捗へ必要経費は認めない」との判断を得ておりますが、今後も理由の検証はしっかりと行います。また、C(本体建設工事)の高札率の理由(「本施設」であったために高札率となったもので、B、D、Eの低札率(26.7%、64.3%、67%、70.9%)についてはいずれも発注業務を委託し、その理由は、発注業務の発注・発注業務の計上において、入札の競争率が高くなり、発注に当たったためであり、市場の競争原理が働いた結果と認識しております。いずれにせよ、発注に不透明な点が見られるものについてはきちんと調査するよう指導しており、その結果についても今後の発注業務の改善につなげてまいります。			国際戦略局	一般会計	(項) 独立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費(大事項) 独立研究開発法人情報通信研究機構施設整備に必要経費	-	0187	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象							
184	独立行政法人統計センター運営事業	平成15年度	終了予定なし	9,419	9,419	9,419	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	7,906	7,724	▲182	-	執行等改善		統計局	一般会計	(項) 独立行政法人統計センター運営費(大事項) 独立行政法人統計センター運営費交付金に必要経費	-	0188	-	-	-	-			平成30年度対象									
185	政策助成事務委託費	平成7年度	終了予定なし	24	24	22	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	24	24	-	-	現状通り		自治行政局	一般会計	(項) 政策助成費(大事項) 政策助成に必要経費	-	0189	-	-	-	-			平成30年度対象									
				2,545,838	939,098	710,408	一般会計		384,827	320,956	▲63,871	▲40																								
行政事業レビュー対象 計				0	9,074	6,603	一般会計		16,015,613	91,943																										
行政事業レビュー対象外 計				0	-	-	東日本大震災復興特別会計		49,955,051	16,400,440																										
合計				2,545,838	948,172	717,011	一般会計		16,400,440	91,943																										
				0	-	-	東日本大震災復興特別会計		49,955,051																											

総務省

公開プロセス結果の令和5年度予算概算要求への反映状況

(単位：百万円)

事業番号		令和3年度 補正後予算額	令和3年度		公開プロセス		令和4年度 当初予算額 A	平成5年度 要求額 B	差引き B - A = C	反映状況		備考	
			執行可能額	執行額	評価結果	取りまとめコメント(概要)				反映額	反映内容		
048	マイナンバーカード所有者に係る 転出証明書情報の事前通知に要する 経費	8,241	8,241	454	事業内容の一部改善	1. オンラインでの転出届の利用が多くなれば業務負担の軽減が期待できないので、何らかの方法で効果を把握・分析し、利用促進策を検討することが必要である。また、デジタル化が主たる狙いにならないよう、経済効果の検討が必要である。 2. ロジックモデルのさらなる具体化、明確化が必要である。 3. 自治体に対する補助金により適切な調達が行われているか、適正性・透明性について、注視するべきである。	493	-	▲493	-	執行等改善	本事業が効果を発揮するには、マイナンバーカードの普及率が重要であることから、事業効果がしっかりと発現するよう、デジタル庁とも連携しつつ、カードの普及促進やこの仕組みの周知等に取り組む。また、事業開始後は、アウトカム指標について更なる検討を行う。自治体に対する補助金の交付決定を行うに当たっては、地方公共団体からの報告数値等について精査を行うなど、透明性・適正性について注視する。	
089	デジタル活用共生社会推進事業	107	97	76	事業内容の一部改善	1. 本事業が、デジタル活用共生社会の建設に係る政策のすべてであると誤解されかねないので、事業の設計を再検討するとともに、より具体的に事業目的を示すようにするべきである。 2. 事業目的と事業の設計に齟齬がみられるため、整理が必要である。 3. アウトカム指標を改善するべきである。 4. 地域ICTクラブの普及状況や活動内容が見えにくいので、成果の検証及び事業の仕立て直しを検討するべきである。	165	125	▲40	▲40	縮減	(外部有識者の所見) 1. 御指摘を踏まえ、事業の設計を再検討するとともに、より具体的に事業目的を示すよう検討いたします。 2. 御指摘を踏まえ、事業目的と事業の設計の齟齬が解消するよう検討いたします。 3. 御指摘を踏まえ、アウトカム指標の改善を検討いたします。 4. 御指摘を踏まえ、令和5年度概算要求においては本件を縮減し取組むこととしております。 (行政事業レビュー推進チームの所見) また、今年度においても、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めてまいります。	
166	統計調査等業務の最適化事業	222	388	379	事業内容の一部改善	1. 特命随意契約を締結している統計センターにおける調達について、さらなる適正性及び透明性の確保が必要である。 2. 「e-Stat」及び「e-survey」の利用促進のためには、より詳細な利用状況の把握分析と、ユーザー体験の向上などの利用促進策が必要である。 3. 事業効果の適切な評価のためには、アウトプット指標及びアウトカム指標の改善が必要である。	260	1,005	745	-	執行等改善	1. 統計センターが民間事業者と再委託契約する場合、統計局においても、その合理的理由、相手方の能力等を審査して、契約の公正性・適格性を担保している。また、統計局は、統計センターが実施する入札における提案書審査会への参画等を行い、更なる契約の適正性を確保する。 2. 各府省における統計作成プロセスの効率化、負担軽減、正確性確保のため、「e-Stat」及び「e-survey」のシステム整備を進めることで、統計作成プロセスのデジタル化等を推進し、その利用促進を図る。引き続き、「e-Stat」及び「e-survey」の利用促進策について検討してまいります。 3. 事業効果の適切な評価のため、「e-Stat」の検索性向上等に係るシステム改修の進捗率」及び「新たに「政府統計オンライン調査総合窓口」(オンライン調査システム)を利用して調査を実施した統計調査数」を指標として設定した。 引き続き、事業の進捗に沿った適切な指標について検討してまいります。	重要政策推進枠： 1,005百万円
合計							918	1,130	212	▲40			

注1. 該当がない場合は「-」を記載し、負の数値を記載する場合は「▲」を使用する。

注2. 「執行可能額」とは、補正後予算額から繰越額、移流用額、予備費等を加除した計数である。

注3. 「反映内容」欄の「廃止」、「縮減」、「執行等改善」、「予定通り終了」、「現状通り」の考え方については、次のとおりである。

「廃止」：令和3年度の点検の結果、事業を廃止し令和4年度予算概算要求において予算要求を行わないもの(前年度終了事業等は含まない。)

「縮減」：令和3年度の点検の結果、見直しが行われ令和4年度予算概算要求において何らかの削減を行うもの(事業の見直しを行い、部分的に予算の削減を行うもの、事業全体としては概算要求額が増加する場合も含む。)

「執行等改善」：令和3年度の点検の結果、令和4年度予算概算要求の金額に反映は行わないものの、明確な廃止年限の設定や執行等の改善を行うもの(概算要求時点で「改善事項を実施済み」又は「具体的な改善事項を意思決定済み」となるものに限る。)

「年度内に改善を検討」：令和3年度の点検の結果、令和4年度予算概算要求の金額に反映は行わないものの、令和3年度末までに執行等の改善を検討しているもの(概算要求時点で「改善事項を実施済み」又は「具体的な改善事項を意思決定済み」となるものは含まない。)

「予定通り終了」：前年度終了事業等であって、予定通り事業を終了し令和4年度予算概算要求において予算要求しないもの。

「現状通り」：令和3年度の点検の結果、令和4年度予算概算要求の金額に反映すべき点及び執行等で改善すべき点がないもの(廃止、縮減、執行等改善、年度内に改善を検討及び予定通り終了以外のもの)

行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映状況（集計表）

（単位：事業、百万円）

所 管	一般会計 + 特別会計						一 般 会 計						特 別 会 計												
	令和3年度 実施事業数	「廃止」		「縮減」		「執行等 改善」 事業数	令和3年度 実施事業数	「廃止」		「縮減」		「廃止」「縮減」計		「執行等 改善」 事業数	(参考) 令和5年度 要求額	令和3年度 実施事業数	「廃止」		「縮減」		「廃止」「縮減」計		「執行等 改善」 事業数	(参考) 令和5年度 要求額	
		事業数	反映額	事業数	反映額			事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額				事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額			事業数
総 務 省	184	-	-	2	▲40	102	184	-	-	2	▲40	2	▲40	102	320,956	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1. 該当がない場合は「-」を記載し、負の数値を記載する場合は「▲」を使用する。

注2. 「行政事業レビュー対象事業数」は、令和3年度に実施した事業数であり、令和4年度から開始された事業（令和4年度新規事業）及び令和5年度予算概算要求において新規に要求する事業（令和5年度新規要求事業）は含まれない。

注3. 「廃止」、「縮減」及び「執行等改善」の考え方については、次のとおりである。

「廃止」：令和4年度の点検の結果、事業を廃止し令和5年度予算概算要求において予算要求を行わないもの（前年度終了事業等は含まない。）

「縮減」：令和4年度の点検の結果、見直しが行われ令和5年度予算概算要求において何らかの削減を行うもの（事業の見直しを行い、部分的に予算の縮減を行うものの、事業全体としては概算要求額が増加する場合も含む。）

「執行等改善」：令和4年度の点検の結果、令和5年度予算概算要求の金額に反映は行わないものの、明確な廃止年限の設定や執行等の改善を行うもの

（概算要求時点で「改善事項を実施済み」又は「具体的な改善事項を意思決定済み」となるものに限る。）

注4. 一般会計と特別会計の両会計から構成される事業については、一般会計及び特別会計ともに記入すること。事業によっては、一般会計と特別会計の両会計から構成されているものがあり、一般会計と特別会計のそれぞれの事業数を合計した数が「一般会計+特別会計」欄の事業数と合わない場合がある。

注5. 「(参考)令和5年度要求額」は、行政事業レビューシートの作成・公表の対象となる事業（令和3年度実施事業、令和4年度新規事業、令和5年度新規要求事業）の要求合計額である。

現状把握・課題設定

【現状】

デジタル化の進展により、官民のオンライン手続きが多様化しており、近年増加している国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズが高まったことを受け、令和6年から国外転出者によるマイナンバーカードの海外利用の開始が予定されている。これに合わせ、海外においても身分証明書としての機能も想定し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要がある。(令和4年6月7日閣議決定)

氏名の読み仮名は戸籍の記載事項となっていないため、まずは戸籍法制を見直す必要があり、それを踏まえ、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を行うため、住民基本台帳及び戸籍の附票に、ローマ字表記の基となる戸籍と同一の氏名の読み仮名を表記する必要がある。マイナンバーカードの券面に記載する情報は、市区町村の住民記録システム等から住基ネットを通じてカード管理システム等を運用する地方公共団体情報システム機構の全国サーバーへ連携されることから、各種システムの改修が必要となる。

【課題】

戸籍に記載された氏名の読み仮名を住民票等にも記載し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記するために、各市町村の住民記録システムや戸籍の附票システム等の改修、地方公共団体情報システム機構の住基ネットやカード管理システム等の全国システムの改修を図る必要がある。

インプット(資源)

【予算】

- (1) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金: 19,623百万円 (R5)
- (2) 社会保障・税番号制度システム開発等委託費: 3,341百万円 (R5)

アウトプット(活動目標・実績)

住民記録システムの改修を行うための社会保障・税番号システム整備費補助金を活用する地方公共団体数等

【見込】

市区町村数: 1,741団体 (令和5年度)

インパクト

(国民・社会への影響)

- ・ マイナンバーカードの海外継続利用に合わせ、氏名のローマ字が記載されることにより、海外で自分の公証された氏名を証明できるようになり、海外において身分証明書としての機能が想定されることから、国民の利便性増進が図られる。

アクティビティ(活動)

- (1) 住民記録システム等の改修
住民票等に氏名の読み仮名を記載できるようにするため、各市町村の住民記録システム(※1)等の改修
 - (2) カード管理システム等の改修
マイナンバーカードに氏名のローマ字を表記するため、地方公共団体情報システムの住民基本台帳ネットワークシステム(※2)やカード管理システム(※3)等の全国システムの改修
- ※1 住民基本台帳の管理等を行うためのシステム
 ※2 住民基本台帳をネットワーク化したシステムで、住民票の記載等のための通知を送信することができる。
 ※3 マイナンバーカードの管理等を行うためのシステム

アウトカム(成果目標・実績)

【アウトカム】

全国でマイナンバーカードに氏名のローマ字の記載が可能となること。

自治体マイナポイントの全国展開に要する経費のロジックモデル

現状把握・課題設定

【現状】

- マイナンバーカードについては、政府全体で令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指しているところであるが、利活用の拡大も推進していく必要がある。
- デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)やデジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)においても自治体マイナポイント事業の全国展開が掲げられているところ。
- 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの利活用の拡大を図るとともに消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進。具体的には、新規参画自治体への初期費用の補助に加え、決済事業者とのマッチング、契約締結、精算手続をオンラインで可能とするなど、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備することを目指す。

【課題】

- モデル事業で課題となった「自治体・決済事業者のマッチング」、「契約・精算手続」をオンラインで実施することを可能とする事務局機能の整備を行うとともに、より多くの自治体が事業に参画することができるよう費用負担を軽減する必要がある。

インプット(資源)

【予算】

- (1) 事務局経費 : 745百万円
- (2) 自治体補助金 : 528百万円
- (3) 伴走型支援 : 32百万円

アクティビティ(活動)

地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し、全国展開を推進

- 諸手続のオンラインでの実施を可能とする「事業ポータル」を運営し、自治体の契約締結・精算手続等を支援する事務局機能の確保(外部事業者に業務を委託等)

- 自治体へ事業参画に要する経費を補助(自団体のシステム改修費や決済事業者への利用料等)
- 伴走型支援として事業に参画している自治体に対し、事業の進め方等について助言。

アウトプット(活動目標・実績)

全国の自治体が利用できる仕組みの整備

アウトカム(成果目標・実績)

【アウトカム】

—

インパクト(国民・社会への影響)

マイナンバーカードの利活用が拡大されるとともに、決済事業者とのマッチング、契約締結、精算手続をオンラインで可能とするなど、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備し、もって消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進する。

総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

(目的)

第1条

総務省に、総務省行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を置き、行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の責任ある実施に取り組む。

(構成員)

第2条

チームの構成員は次に掲げる者とする。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- 2 チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- 3 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

(業務)

第3条

チームは、以下の取組を行うものとする。

- 一 事業所管部局による行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
 - 二 外部有識者の指名
 - 三 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
 - 四 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
 - 五 一、三及び四を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果(所見)の取りまとめ
 - 六 チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
 - 七 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- 2 レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、本条第1項各号に示した取組に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねなが

ら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(雑則)

第4条

この要領に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

(雑則)

第2条

総務省予算執行監視チーム運営要領(平成22年1月29日総官会第210号)は、この要領の施行をもって廃止する。

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
令和 2 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 26 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成.....	5
2 外部有識者による点検	7
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の公表等.....	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等.....	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価.....	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等
同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省庁で適切に選任、参画させる。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）

の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象と

なる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定等

ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（2）行動計画の策定

① 各府省庁は、毎年度、原則4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（1）②ア～シについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（3）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成

（1）事業単位の整理

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省庁が、支出した府省庁の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省庁を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省庁を変更する予定の事業については、変更前の府省庁及び変更後の府省庁それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 活動目標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。

- ③ 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。
- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ④ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ⑤ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下のとおり記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、当該事業に関連する政策評価書のURL及び該当箇所を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）のURL及び該当箇所を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省庁名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。
- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、

十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。

ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。

イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。

⑨ 各府省庁は、レビューにおけるエビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

⑩ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（4）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

2 外部有識者による点検

（1）外部有識者の選任

- ① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省庁は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

- ③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
- イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）
- ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの
- エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年に点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 前年度の補正予算に計上された事業
- ・ 1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
- ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることがで

きる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（4）所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（5）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

（6）外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

- ② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

（7）外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額

が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省庁が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から

資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票することとする。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

 - ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
 - ・ 事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
 - ・ 事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合

・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、時間を延長して外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、3（4）⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リスト、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

各府省庁は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動目標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省庁は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、公表を行う。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式に従って事業単位を整理するものとする。

③ 各府省庁は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、新規事業及び新規要求

事業についても、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省庁は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省庁は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省庁

基金シートの作成・公表の担当府省庁は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省庁からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省庁の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した基金シートについて、9月末を目途に公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの公表と併せて公表する。

② 公表単位

・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省庁における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和3年12月9日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないように過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

- ・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省庁において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省庁横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。